

新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の利用等における対策について

【公共施設の利用制限について】

1. 対策内容

施設利用を原則休館・休止とする。ただし、利用目的が会議の場合に限り、感染防止対策を講じたうえで利用できるものとする。

2. 対象期間

令和4年1月22日から令和4年2月28日まで

3. 対象施設

施設名称	担当課	備考
みなくる館	社会教育・体育課	原則休館・休止 ※ワクチン接種会場は利用可
東公民館	社会教育・体育課	原則休館・休止
図書館、中央公民館、北公民館	社会教育・体育課	原則休館・休止 ※図書貸出返却のみ利用可
大山将棋記念館、	社会教育・体育課	原則休館・休止
阿光坊古墳館	社会教育・体育課	原則休館・休止
町民交流センター	社会教育・体育課	原則休館・休止
いちょう公園体育館	社会教育・体育課	原則休館・休止
いちょう公園交流館	社会教育・体育課	原則休館・休止
いちょう公園野球場・多目的グラウンド	社会教育・体育課	閉鎖中
いちょう公園テニスコート	社会教育・体育課	閉鎖中
いちょう公園バレーコート	社会教育・体育課	閉鎖中
下田公園野球場・多目的グラウンド	社会教育・体育課	閉鎖中
町民プール	社会教育・体育課	閉鎖中
農村環境改善センター	農林水産課	原則休館・休止
バーベキューハウス	商工観光課	閉鎖中
ネイチャーセンター白鳥の家	商工観光課	原則休館・休止
縄文の森イベント広場	商工観光課	閉鎖中
いちょう公園	地域整備課	バーベキュー、デイキャンプ、宿泊キャンプは閉鎖中。主たる入口に注意喚起看板設置。
下田公園	地域整備課	
町立小中学校体育館等	学務課	貸館利用休止
町有集会施設	まちづくり防災課	原則休館・休止

【イベント等の取り扱いについて】

1. 対策内容

令和4年2月末までに実施する、町が主催するイベント等については、原則、中止または延期する。

また、町が共催するもの、町がかかわる実行委員会等により実施するもの、町補助金等により実施するものについても、中止または延期を要請する。

1) 対象イベント等

期日	行事イベント等	担当課
1月30日	町内職場・町内会等対抗将棋大会	社会教育・体育課
2月5日	町教育委員会表彰授与式	社会教育・体育課

2) その他

上記以外のイベント等については、引き続き令和2年3月27日決定の内容に基づき取り扱い、実施に当たっての収容率等は令和2年10月1日決定の内容とする。

【学校等における対応の強化について】

1. 対策内容

- 1) 本人や同居家族に風邪症状等が見られる場合や同居家族が濃厚接触者に指定されPCR検査の対象となった場合は、登校しないことを徹底する。
- 2) 学校行事等は、慎重に検討する。
- 3) 部活動については、週3日以内とする（町スポーツ少年団の活動は自粛とする）。

2. 対象期間

令和4年1月22日から令和4年2月28日まで

【外郭団体等に対する活動制限の要請について】

1. 対策内容

外郭団体等に対し、人の集まる活動、催事等を中止または延期するよう町から要請する。ただし、会議については次に掲げる感染防止対策を講じたうえで実施可能とする。

- ・人数限定で参加者を特定する。
- ・会場内の利用人数は、収容定員の50%以内とする。
- ・参加者間の距離は1～2m程度を確保する。
- ・時間は、概ね90分以内とする。
- ・会場内に手指消毒液を設置するとともに、換気を十分に行う。
- ・参加者は、必ずマスクを着用する。
- ・発熱や風邪症状がみられる方は参加しない。

- ・会場内での飲食は行わない。
- ・大声を出さない。

2. 対象期間

令和4年1月22日から令和4年2月28日まで